

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/
京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

平成20年9月14日、加地和弁護士が、71歳をもって永眠いたしました。葬儀には多くの方々にご多忙にもかかわらず遠路をいとわずご会葬いただきまして、心より感謝いたしております。

故人は、亡くなる1週間前まで法廷に立ち、亡くなる前日まで依頼者の相談を受けておりました。病魔に屈することなく、すさまじい気力で最後の最後まで弁護士業務に打ち込んでおりました。弁護士政次秀夫は、これまで故人から多くのことを学ばせてもらいましたが、最後に一番大切な弁護士魂を学ばせてもらいました。今後の弁護士人生に活かしていきたいと思っています。

さて、加地和法律事務所の今後ですが、事務所名もそのまま、弁護士政次秀夫が引き継いでいくことになりました。事務所の場所もしばらくは従来と同じ場所です。まだまだ力不足ではありますが、残ったスタッフで力を合わせ、頑張っていきたいと思っております。

生前、故人に賜りましたご厚情に心より感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご交誼のほどお願い申し上げます。

先月休止していたマイアドバイザーを今月から再開いたします。今回は**交通事故の被害者**になった場合の示談について少し考えてみたいと思います。

平成20年10月

弁護士 鼓 次 秀 夫

事務員 川端広美・井上はるみ

交通事故の示談をする前の注意点！

(問1) 加害者加入の保険会社の担当者が、まだ通院中であるにもかかわらず示談をしきりにせまってきます。どうすればよいですか。

(答え) 示談は、最終解決ですから、全治もしくは**症状固定**といった診断を受けてからすべきです。損害賠償額のうち、休業損害、通院費用、入通院慰謝料などは、**入通院の日数を基礎に算定**されます。全治もしくは症状固定といった診断を受けるまで、正確な損害額は分からないのです。

ただ、事故により収入が途絶え、賠償金をもらわなければ生活に困るようなときは、最終的な示談をせず、**内金払い、仮払い**などを受けるとよいでしょう。

とにかく一人で悩まないで、弁護士に相談されることをお勧めします。

(問2) 保険会社の担当者が、専門的な数字をあげて一方的に示談をせまり、困惑しています。どうすればよいですか。

(答え) 保険会社の担当者による示談代行は、あくまでも被害者の同意がなければできないことになっています。ですから、あなたはその担当者との交渉を拒絶すればよいでしょう。

(右上へ)

ただし、そうすると、今度は、加害者から委任を受けた保険会社の弁護士が代理人となり、あなたはこの弁護士と交渉することになります。一般に、保険会社の担当者よりも弁護士のほうが交渉をしやすいといわれています。

(問3) 保険会社の担当者が示す示談金は低額で、納得できません。どうすればよいですか。

(答え) 損害額などにもよりますが、弁護士に依頼して、訴訟を起こすことをお勧めします。示談の際、保険会社が示す**任意保険基準**と裁判の際の**裁判基準**とは、大きな差があり(前者は後者に比べ低額)、結果的に支払額が数倍違ってくることもあるからです。また、判決になれば、**弁護士費用**(損害額の10パーセント程度)を相手方に上乗せして請求できるという利点もあります。

(問4) 示談をするにあたり、当初の見通しと全く違った結果が出てきたようなとき、示談のやり直しはできますか。

(答え) 原則として示談のやり直しはできません。ですから、示談する際は、十分に注意する必要があります。

しかし、たとえば、示談当時の症状からみて、大した傷ではないとして少額の賠償額で示談をした後、全く予想外の後遺症が発現したような場合には、例外的に示談後の損害についても請求できる場合があります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告⑧)